

令和元年度 社会福祉法人指導・監査 説明会・研修会

「地域における公益的な取組」について

I. 「地域における公益的な取組」とは

- 別添厚労省資料及び国通知参照。

II. 県内における「地域における公益的な取組」の実施状況

1) 実施状況の公表について

- 平成30年度に県内所在法人が提出した現況報告書において、「地域における公益的な取組」に関して記載を行っていた法人は、全体の約35%でした（島根県社会福祉協議会調べ）。
- 「地域における公益的な取組」は各法人が所在する地域で、自主的・積極的に実施することが期待されているものであり、現況報告書への記載によりその実施状況を広く公開することは、地域の期待に応える上で重要ですし、社会福祉法人の責務でもあります。

については、各法人においては、その実施内容をもれなく記載するようにしてください。

2) 取組例について

①「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」を活用した取組例

- 小規模法人であっても地域貢献のための取組を円滑に推進できるような環境整備を図るべく、複数の小規模法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業の試行等に対し、その立ち上げにかかる経費等を支援する事業です。
- 平成30年度は出雲市、安来市、雲南市において取組が実施されました。

②各地域における取組例

- 別冊資料3参照。

地域における公益的な取組を実施する責務

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)

第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行つては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行つては「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの



(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない

- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

○

- 社会福祉法人の地域社会への貢献
⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

「地域における公益的な取組」通知のポイント

- 平成28年改正社会福祉法においては、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施に係る責務が課せられたところであるが、地域社会の実現に向けた地域づくりを進めしていく上で、法人の専門性やノウハウ等を活かした多様な取組が求められている一方、現状、当該取組の範囲が曖昧で、所轄庁における指導にもバラツキが生じ、当該取組の推進に当たつての障壁となつているとの指摘もあることから、次のとおり改めてその解釈を明確化する。

※ 社会福祉法第24条第2項
社会福祉法人は、①社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たつては、②日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、③無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

事項	これまでに生じていた主な誤解	解釈の明確化	具体的な事例
「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たつて」の解釈	社会福祉に直接的に関連するもの以外は不可	直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、間接的に社会福祉の向上に資するものであれば可	行事の開催、環境美化活動、防犯活動等の地域住民の参加・協働の場の創出を通じた地域つながりの強化
「福祉サービス」の解釈	福祉サービスの直接的な実施以外は不可	福祉サービスの充実を図るために環境整備に資する取組も含む	災害時の福祉支援体制づくり・関係機関との連携強化のためのネットワークづくり
「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の解釈	現に支援を必要とする者に対する取組以外は不可	現に支援は必要としていても、将来的に支援を必要とする可能性の高い者に対する予防的な支援も含む	現に要介護状態にはないものの、地域から孤立している閉じこもりがちな高齢者に対する見守り
「無料又は低額な料金」の解釈	直接的にこれらの人々を対象とした取組以外は不可	間接的にこれらの人々が利益を受ける場合も含む	地域住民を対象とした介護技術に関する研修・ボランティアの育成
所轄庁の役割	3要件を満たさない取組は要件を満たすよう指導	公費を受けていても、法人による資産等を活用した上乗せ・横出しサービスや利用料の減免等が行われれば可	取組内容が社会福祉関係法令に明らかに違反するものでない限り、指導は不要。法人が地域ニーズを円滑に把握できる場の提供などを通じて法人の取組を促す環境整備に努める

社援基発 0123 第 1 号
平成 30 年 1 月 23 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中・核 市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長
(公印省略)

社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について

社会福祉法人（以下「法人」という。）による「地域における公益的な取組」については、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 21 号）による改正後の社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定に基づき、平成 28 年 4 月から、当該取組の実施が法人の責務として位置付けられたところです。

厚生労働省においては、子ども、高齢者、障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めています。

こうした中、法人においては、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の関係者とのネットワーク等を活かしながら、「地域における公益的な取組」の実践を通じて、こうした地域づくりと連携し、積極的に貢献していくことが期待されています。

このような状況を踏まえ、「地域における公益的な取組」については、法人がより一層取り組みやすいものとし、もって地域の実情に応じた福祉サービスの更なる充実を図ることができるよう、当該取組に係る運用について、下記のとおり解釈を明確化することとしたので、御了知の上、管内市区町村又は関係団体への周知等よろしくお取り計らい願います。

なお、本通知の施行により、「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」（平成 28 年 6 月 1 日付け社援基発 0601 第 1 号当職通知）は廃止しま

す。 本通知のうち、4の規定については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。

1. 「地域における公益的な取組」の実施に係る責務の趣旨

法人は、地域住民が抱える多様な福祉ニーズ（以下「地域ニーズ」という。）に対応するため、社会福祉事業の運営を主たる目的として設立されるものであるが、法人の経営組織や財務規律に関して必要な規制が行われる一方で、法人として税制上の優遇措置を受けているほか、社会福祉事業等の事業費として支払われる介護報酬や措置費、委託費等については、税や保険料等の公費によって賄われている。

こうした法人の公益的性格に鑑みると、自らが行う事業の利用者（以下「利用者」という。）の福祉ニーズを的確に把握し、これに対応することのみならず、少子高齢化、人口減少社会等の社会情勢の変化を踏まえつつ、既存の社会保障制度や社会福祉制度では対応が困難な地域ニーズを積極的に把握し、地域の関係機関との連携や役割分担を図りながら、新たな地域ニーズに対して積極的に対応していくことが求められている。

「地域における公益的な取組」の実施に係る責務は、このような認識の下、全ての法人に課されるものであるが、法人に対して画一的かつ特定の取組の実施を促すものではなく、法人が、保有する資産や職員（以下「資産等」という。）の状況、地域ニーズの内容、地域における他の社会資源の有無などを踏まえつつ、その自主性、創意工夫に基づき取り組むべきものであり、当該取組の実施を通じて、地域に対し、法人が自らその存在価値を明らかにしていくことが重要である。

一方、法人は、社会福祉事業の運営を主たる目的とすることから、「地域における公益的な取組」の実施に当たっては、社会福祉各法に基づく各種基準等を満たしつつ、法人が現に運営する社会福祉事業に支障を及ぼすことのないようになることが必要である。

なお、「地域における公益的な取組」により、行政が主体となって実施する又は実施しようとする事業を単に代替させるようなことがあってはならず、

法人が、当該事業とは異なる新たな取組を創出することにより、地域における支援体制が重層化され、地域における課題解決力の向上が図られることを期待するものである。

2. 「地域における公益的な取組」の内容

(1) 法第24条第2項に規定する要件

「地域における公益的な取組」は、法第24条第2項に規定するとおり、次の①から③までの3つの要件の全てを満たすことが必要である。

- ① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ② 対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③ 無料又は低額な料金で提供されること

(2) 「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービス」であるが、これは、原則として、社会福祉を目的とする取組を指すものである。

したがって、地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業（法第55条の2第4項第2号に規定する地域公益事業を含む。）（以下「社会福祉事業等」という。）を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るために環境整備に資する取組も含まれるものである。

(3) 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」を対象としているが、これは、原則として、利用者以外の者であって、地域において、心身の状況や家庭環境、経済状況等により支援を必要とするものを指すものである。

ただし、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域の様々な資源を活用し、現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となつた場合に適切に支援につながることができるような環境や状態を構築するという視点も重要である。したがって、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」には、自立した日常生活を営んではいるものの、単身で地域との関わりがない高齢者など、現に支援を必要としていないが、このままの状態が継続すれば、将来的に支援を必要とする可能性の高い者も含まれるものであり、「地域における公益的な取組」には、これらの者に対する予防的な支援を行う取組も含まれるものである。

また、直接的にこれらの者を対象としていない場合であっても、地域住民に対する在宅での介護技術研修の実施やボランティアの育成など、間接的にこれらの者の支援に資する取組も含まれるものである。

(4) 「無料又は低額な料金で提供されること」の考え方について

「地域における公益的な取組」は、「無料又は低額な料金」で実施することとしているが、これは、原則として、法人が現に保有する資産等を活用することにより、取組の対象者から、通常要する費用を下回る料金を徴収し、又は料金を徴収せずに実施することを指すものである。

したがって、当該取組の実施に当たって、国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する。

(5) その他

「地域における公益的な取組」は、法人が単独で行わなければならぬものではなく、複数の法人で連携して行うことも差し支えない。

また、単に資金の拠出、建物等、法人が保有する資産の貸し出しのみでは、当該取組に該当するとは言えず、地域ニーズの把握から取組の企画、

実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要である。

さらに、当該取組については、社会情勢の変化等に伴う地域ニーズの変化に応じて、求められる内容も変化していくことから、地域協議会や地域福祉計画策定委員会等の場を活用すること等を通じて、定期的に地域住民等の意見を聴取し、当該取組の実施状況について検証を行った上で、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の充実や見直しを行っていくことが重要である。

3. 定款上の位置付けについて

「地域における公益的な取組」のうち、恒常的に行われるものではない取組については、定款の変更は不要である。

また、公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業についても「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に規定のとおり、定款の変更は不要である。

4. 所轄庁の役割について

「地域における公益的な取組」は、法人が地域ニーズを把握し、自らの保有する資産等の状況なども勘案しながら、法人の自主的な判断の下、行われることが重要であり、また、当該取組の是非は地域において評価されるべきものであることから、所轄庁は、法人に対し、特定の事業の実施を強制するような指導を行わないことは当然であるが、当該取組の内容が関係法令に明らかに違反するものでない限り、その適否を判断し、指導は行わないこと。

ただし、法人の資産等に明らかに余力があるにも関わらず、当該取組を全く実施していない場合や、地域において同様の取組が供給過剰となっている場合などの状況を把握した場合には、当該取組の実施や取組内容の変更を助言するものとする。

また、所轄庁においては、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場を提供するとともに、管内の法人の取組状況を把握し、好事例を周知することなどを通じて、地域において、法人の取組を促す環境整備を進めていくよう努めること。

施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例

貴法人では必ずいづれかの取組を実施しているはずです！

以下の取組例を参考に、現況報告書に記載し、積極的に発信しましょう！

施設種別／取組例		現況報告書での分類
種別共通	<input checked="" type="checkbox"/> 実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑥ 地域住民に対する福祉教育
	<input checked="" type="checkbox"/> 行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨ その他
	<input checked="" type="checkbox"/> 複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり
	<input checked="" type="checkbox"/> 認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧ 地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など	<input checked="" type="checkbox"/> 地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的養護関係施設など	<input checked="" type="checkbox"/> 施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③ 地域の要支援者に対する権利擁護支援
障害福祉関係施設など	<input checked="" type="checkbox"/> 障害の理解促進の取組 地域住民の交流による障害の理解促進	⑦ 地域住民に対する福祉教育
	<input checked="" type="checkbox"/> 買い物支援サービス 移動が困難な障害者等に対して買い物支援サービスを実施	② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
高齢者福祉施設など	<input checked="" type="checkbox"/> 配食サービス 高齢者世帯に夕食を低額で配り安否確認を実施	② 地域の要支援者に対する配食、見守り、移動等の生活支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 認知症カフェ 認知症カフェの開催による認知症への理解と課題共有	⑥ 地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
	<input checked="" type="checkbox"/> 利用者負担軽減制度 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担減免	⑤ 既存事業の利用料の減額・免除
救護施設など	<input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への自立支援 施設退所者に対する自立相談支援を実施	① 地域の要支援者に対する相談支援
	<input checked="" type="checkbox"/> 生活困窮者への生活費支援 生活困窮者への生活費支給や物資の貸付	④ 地域の要支援者に対する資金や物資の貸付・提供

地域における公益的な取組に関する委員会

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 法人振興部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL03-3581-7819 FAX03-3581-7928

※本パンフレットは、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として作成したものです。

平成30年度 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業実施概要

○当県における事業実施方法

- ・平成30年度当初、社会福祉法人等の協働による「地域における公益的な活動」については、市町村社会福祉協議会（以下、「市町村社協」という。）を中心に、市町村単位等で社会福祉法人等の連携のための協議会が設置されつつあったものの、具体的な協働事業等はまだ検討段階のところが多くみられた。
- ・当県においては、地理的な条件からも市町村単位等地域的な連携が現実的であることから、上記協議会を標記事業における法人連携プラットフォームと位置づけ、その中心的な役割を担う市町村社協に対し、標記事業実施要綱の趣旨に合った協働事業の試行及びその事業に必要な合同の人材確保・定着のための事業の実施を委託することとした。

※中核市である松江市においては、県と同様に実施主体として事業を実施している。

